

老人福祉法	老人福祉法施行規則	標準指導指針(甲6)
<p>第29条 6項 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。</p> <p>※新設(平成23年6月22日公布・平成24年4月1日施行)</p>		
<p>第29条 7項 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。</p>	<p>第20条の9 法第29条第7項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として受領する全ての費用(敷金(家賃の6月分に相当する額を上限とする。))として收受するものを除く。)とする。</p>	<p>11 利用料等 (2)前払方式</p> <p>前払い方式(終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式)によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。</p> <p>三 前払金の算定根拠については、想定居住期間を設定した上で、次のいずれかにより算定することを基本とすること。</p> <p>① 期間の定めがある契約の場合 (1ヶ月分の家賃又はサービス費用)×(契約期間(月数))</p> <p>② 終身にわたる契約の場合 (1ヶ月分の家賃又はサービス費用)×(想定居住期間(月数))+(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額)</p> <p>五 前払金の算定根拠とした想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額については、具体的な根拠により算出された額とすること。</p> <p>※上記の算定根拠に関する記載は、平成24年3月16日発信・平成24年4月1日適用の通知で新設</p>
<p>第29条 8項 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。</p> <p>※新設(平成23年6月22日公布・平成24年4月1日施行)</p>	<p>第21条 法第29条第8項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 入居者の入居後、3月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあっては、3月</p> <p>二 入居者の入居後、一時金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合(前号の場合を除く。)にあっては、当該期間</p> <p>2 法第29条第8項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 前項第1号に掲げる場合にあっては、法第29条7項の家賃その他第20条の9に規定する費用(次号において「家賃等」という。)の月額を30で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法</p> <p>二 前項第2号に掲げる場合にあっては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、一時金の額から控除する方法</p> <p>※新設(平成24年1月30日公布・平成24年4月1日施行)</p>	